

【令和8年度】

坂戸市競争入札参加資格者指名停止情報

No.	商号又は名称 本社所在地	代理人営業所等 代理人所在地	指名停止措置期間		指名停止措置の根拠	事件の概要
			始期 ~ 終期	期間		
1	株式会社大林組 東京都港区港南2-15-2	①東京本店 ②関東支店 ①東京都港区港南2-15-2 ②埼玉県さいたま市中央区新都心11-2	R08.04.23 ~ R08.05.22	1月	■第3条 別表第2第8号 (不正又は不誠実行為)	左記業者が代表構成員を務める共同企業体が施工中の「中央新幹線第四南巨摩トンネル新設(東工区)ほか」において、令和6年10月4日に発生した労働災害に関し、労働基準監督署に事実と異なる説明を行っていたとして、左記業者と同社社員2名が飯沢簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により、令和8年3月24日付けで、罰金の略式命令を受けた。
2	株式会社クリーン工房 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2さいたま新都心LAタワー30F		R08.04.27 ~ R08.07.26	3月	■第3条 別表第2第8号 (不正又は不誠実行為)	左記事業者の代表取締役(当時)が、令和8年3月9日、埼玉県警に公職選挙法違反の容疑で逮捕され、同月27日、公職選挙法違反を理由として、さいたま簡易裁判所から罰金の略式命令を受けた。
3	日本ハイウェイ・サービス株式会社 東京都千代田区麹町五丁目1番地	埼玉営業所 埼玉県さいたま市岩槻区平林寺西366-1	R08.04.28 ~ R08.08.27	4月	■第3条 別表第2第3号イ (独占禁止法違反行為)	他社と共同して、特定道路清掃業務について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、特定道路清掃業務の取引分野における競争を実質的に制限していたとして、独占禁止法第3条の規定に違反するものとして、令和8年4月22日、公正取引委員会から排除措置命令を受けた。